

經濟論叢

第149卷 第1・2・3号

哀 辞

故 山岡亮一名誉教授遺影および略歴

いわゆる「コンツェルン」考……………	下 谷 政 弘	1
G・マリーノズの外国為替論(2)……………	本 山 美 彦	21
マレーシアの原木資源と輸出代替化戦略の問題点……………	中 島 健 二	40
アメリカ鉄鋼資本の多角的事業展開と 日米合弁企業の位置づけ(3)……………	石 川 康 宏	67
短期調整過程の二類型(2)……………	森 岡 真 史	79
利益処分会計と剰余金処分会計……………	藤 井 深	97
多属性効用分析の集団意志決定への拡張……………	朴 時 炫	113
ケインズ・利潤・貨幣……………	服 部 茂 幸	140
外部効果と保護政策下の国民経済の形成……………	松 尾 昌 宏	155
1930年代朝鮮における総督府の農村統制……………	朴 ソ ブ	171

追 憶 文

山岡亮一先生を偲ぶ……………	関 順 也	189
山岡亮一先生を偲んで……………	中 野 一 新	193

平成4年1・2・3月

京都大學經濟學會

1930年代朝鮮における総督府の農村統制

朴 ソ プ

I はじめに

本稿は1930年代における総督府の農村統制を分析するものである。その際、分析の焦点は総督府の部落¹⁾統制の仕組みに当てる。部落統制の仕組みに焦点を当てるのは、植民地期における朝鮮農業の変化の農村組織に及ぼした影響がそこでもっとも集中的にあらわれていると考えるからである。また、1930年代を中心とする理由は、1930年代に至って農村統制が一応、作りだされたと考えるためである。詳細は本論に譲るが、邑・面——中心人物²⁾——部落という農村統制様式が成立したということである。

それでは、まず、農村統制に関連するこれまでの研究をまとめてみよう。1) 併合後、総督府は、部落の「共同組織」（註1を参照）を否定し、その機能を面へと統一しようとした。そのため、総督府は面制（第2節を参照）を施行し

1) 李朝時代の部落は農村における基礎的な再生産単位であった。部落での生産は、基本的には、個々の農民が自らの耕地を耕作することによって営まれていたが、労働交換の組織、水利施設、入会地等が農民の生産活動を補助していた。分配は地主小作関係によって規制されていた。もちろん、自作農も存在していた。交換を通じた必要な物質の獲得はおもに、チャンシ（定期市の名称）で行われた。また、契として代表される、多様な「共同組織」（松本武祝、植民地期朝鮮の農業政策と村落「朝鮮史研究会論文集」29号，1991年，93ページによる。以下、括弧なしに使う）が部落の再生産を補っていた。その共同性は、李朝末期から徐々に薄まってきたものの、植民地期までも根強く存在していた。共同組織の存在がそれを可能とした（同上の松本論文と大和和明、植民地期朝鮮地方行政に関する一試論——面制の確立過程を中心に——，「歴史評論」458号，1988年6月）とを参照）。1930年現在，朝鮮は13道，14府218郡2島，49邑2391面，28,336町・洞・里と組織されており，町・洞・里は概ね74,000余の部落によって構成されている。一部部落の平均個数は40戸である。

2) 中心人物とは部落の諸事業（第3節を参照）の遂行において中心になる者である。総督府は中堅人物という用語も使っていたが，同じ人物が中心人物とも中堅人物とも紹介されていたので，本稿ではその二つを区別していない。

た⁸⁾。2) ところが、3.1 独立運動が全国的に拡大するようになると、面制による統制の限界が明確になり⁴⁾、それを補完するため、本格的に地主を包摂・育成しはじめた⁹⁾。3) また、総督府は部落に農村振興団体¹⁰⁾を設立するように奨励・誘導し、農村振興団体の統制を通じて農民を統制しようとした⁷⁾。4) 農村振興団体の設立は「農村振興運動」期に本格化した⁹⁾。総督府は農村振興団体の中心人物＝「農村振興運動」の民間側の担い手を主として農民層の中から求め、その担い手を政策的に育成した⁹⁾。

これまでの研究によって、総督府が部落レベルでの組織を作り、それを利用して農民を統制しようとしたことや部落の中心人物として農民に着目したこと等は明確になったといえようが、筆者は少なくとも3点が曖昧か、あるいは分析されずに残っていると考える。第1、部落の共同組織の機能を否定し、それ

3) 大和和明、前掲論文。氏によれば、その理由は伝統的支配者（両班・儒生）の民衆支配機能を用意に統制・利用することと、地方統制費用を節約することであった。

4) 大和和明、同上。

5) 堀和生、日本帝国主義の朝鮮における農業政策、「日本史研究」171号、1976年11月。河合和男「朝鮮における産米増殖計画」未来社、1986年の第1章。その重要な内容は朝鮮農会を軸とする総督府と地主の政治的連合（堀）と「産米増殖計画」を利用した地主に対する経済的補助（河合）とである。

6) 本稿では主として農民を構成員とする団体を三つに分類している。第1、農村産業団体は総督府が農業または農加工業を育成するために農村に系統的に作った団体である。農会、金融組合、産業組合、殖産契等がそれに属する。第2、農民運動団体は総督府と対抗する位置にある農民運動側が作った団体である。朝鮮農民社や赤色農民組合等がそれに属する。第3、農村振興団体はおもに部落の再生産を図る団体である。伝統的な共同組織にその起源を置くものもあり、総督府の政策によって作られたものもある。農村振興会や様々な名称の契がそれに属する。

7) 青野正明、植民地期朝鮮における農村再編成政策の位置付け——農村振興運動期を中心に——、「朝鮮学報」136輯、1989年。

8) 青野正明、同上。「農村振興運動」は、農民運動を防止し、満州事変以後の「国際的難局」を切り抜けるために1933年8月から始まった総督府の農業政策である。このために総督府は経済面では農家経営の立て直しを、精神面では「農民道」の確立や皇民思想の徹底化を図った。また、「農家経済更生計画」や「部落組織事業」等の具体的な施策を施した（詳細は、富田晶子、準戦時下朝鮮の農村振興運動、「歴史評論」377号、1981年9月を参照）。

9) 富田晶子、農村振興運動下の中堅人物の養成——準戦時体制期を中心に——、「朝鮮史研究会論文集」第18集、1981年。中心人物についての他の研究については第3節の4で検討する。また、松本武祝、前掲論文は総督府による村落レベルでの組織化を可能とした条件を分析しており、その点で注目される。氏によれば、その条件は、植民地期に村落秩序が不全化し、総督府の行政が村落秩序を代理するようになったというものであるが、氏が村落組織そのものを分析していることではないので、具体的には言及しない。

を面に吸収しようとした総督府の政策が農村振興団体の設立を助長する方針に変化した理由はなにか。第2, 既存の研究によれば, 1920年代には総督府が農村統制のために積極的に地主を育成・利用したが, 1930年代からは農民をも育成・利用するようになった。それなら, なぜ, 総督府の政策が農民をも育成・利用するようになったのか。第3, 農村振興団体の実態(機能, 構造および中心人物の性格等)についての分析がきわめて不十分である。しかしながら, それを分析しない限り, 農村統制と農村振興団体を関連づけて論ずることはできないであろう。

II 総督府の農村統制様式の変化と農村振興団体の設立

1910年代における総督府の農村統制政策の基本は1917年に施行された面制に示されている。総督府は面を地方制度の基礎単位と画定し, その下位に部落を任意に組み合わせて作った洞・里を置いた。区長=洞・里長には地方の有力者(おもに両班・儒生)を任命し, 彼らを媒介して農村統制を達成しようとした。ところで, 洞・里には役所がなく, 区長だけが邑・面の指導に従って部落にその指示事項を伝達していた¹⁰⁾。一方, 「部落観念を強めるのは面の観念を弱める結果になりはせぬか」という意見もあり, ……部落は行政施設上, 余り認められ¹⁰⁾ なくなった。その結果, 「古来朝鮮において官治行政の不備を補う為に」行われてきた「人民の(部落単位の——朴)自治活動」¹¹⁾ は認められなくなった。したがって, この時期の統制様式は大体, 面——区長——農民というものであったと言ってよいと考える。

ところで, 農民の共同組織の機能を見捨てた, 以上のような農村統制は農民運動を防止することができず, 農業開発にも必ずしも有利に働かなかった。まず, 農民運動について検討しよう。周知のとおり, 農民運動は1920年代初め頃から発生し, 半ば以後本格化した。1920年代の半ば代後には大きく分けて赤色

10) 帝国地方行政学会朝鮮支部「朝鮮地方行政」1928年12月, 22ページ。

11) 「朝鮮地方行政」1927年2月, 45ページ。

12) 以上の叙述は先行研究, とりわけ, 大和和明, 前掲論文にもとづいている。

農民組合運動（政治主義的運動）と朝鮮農民社運動（経済主義的運動）という二系列の農民運動が存在していた。ところで、その組織には共通の特徴があった。それは洞・里または部落レベルの組織を作ったことである。赤色農民組合の代表的なものである定平農民組合について検討してみよう。定平農民組合は郡に組合本部を、面にその支部を（9カ所）、洞・里に班組織を（133カ所）置いていた¹³⁾。定平郡には面が9、洞・里が216あったので、洞・里の62%に班組織を置いていたことになる。また、朝鮮農民社はソウルに農民社本部を、郡に150余の郡農民社を、洞・里に3,000余の里（洞）農民社を置いており、里農民社の下位には部落を単位とする班組織を置いていた¹⁴⁾。赤色農民組合には部落単位の組織が欠如しており、その点は朝鮮農民社と違うが、洞・里までその支部を置いていた点は共通的であった。ところが、総督府の行政組織は、地方制度も警察組織も実質的には面レベルで終わっており¹⁵⁾、総督府は行政の力が及ばない部分は地方有力者にまかしていた。しかし、地方有力者の総督府への協力の程度は低く、区長による農村の統制は十分には行われていなかった¹⁶⁾。したがって、総督府には部落レベルまで下がって農村を組織する必要が生じた。

続いて、農業開発について検討しよう。植民地期以前から朝鮮の農村には契という共同組織が広く存在しており、それが部落の再生産を支えていた。総督府も「同一地方において、数人もしくは数十人より多きは数百人が相合して、同一目的の下に一定の規約を設けて組合を作り、互いに多少の金品を抛出して

13) 飛田雄一「日帝下朝鮮農民運動」未来社、1991年、74ページ。他の研究を参考にすれば、洞・里の組織を細胞単位とすることは赤色農民組合に一般的であったようである。永興農民組合（同書、104ページ）、明川農民組合（浅田喬二「日本帝国主義化の民族革命運動」未来社、192ページ）、洪原農民組合（並木真人、植民地下朝鮮における地方農民運動の展開——威鏡南道洪原郡の事例を中心に——、「朝鮮史研究会論文集」20号、1983年）の事例を参照されたい。

14) 朝鮮農民社「農民」1933年10月、30ページ。1933年2月、7-8ページ。

15) 警察組織については、村上勝彦他3人、植民地期朝鮮社会経済の統計的研究①、「東京経大会誌」136号、1984年6月、91ページを参照されたい。

16) 「有力な両班儒生等はまだ新政の趣旨を理解せずして、陰にこれを妨害するもの少なからずことを大変遺憾に認めるところである」（朝鮮総督府「道内務部長会同地方行政に関する指示事項」（大和和明、前掲論文、52ページから再引用）。「洞里内有力者は区長の職に就くことを潔とせざるの状況」であり、洞・里民は区長に従っていなかった（朝鮮総督府「面制説明書」1918年）。

資本と為し、或いは経済上の福利を増進し、或いは社会共同の利益を計る等、その目的の範囲は極めて広範にして、たとえば殖産興業の発達、地方自治の改善、教育知識の普及、風教道德の向上、勤儉貯蓄の奨励、金銭物品の融通、隣保相互の扶助、同族同宗の和親、同郷同業の協調、趣味娯楽の一致等、およそ社会生活に必要な各種の目的に対して、それぞれ機能を發揮している」と述べていた¹⁷⁾。ところで、契は主として部落をその活動舞台としていた。

しかしながら、総督府は1917年に面制を施行するとともに「従来各種の団体によって経営せられつつある各種の事業を面に統一し、この秩序的発達を図る」という理由で共同組織が持っていた機能を面に吸収させようとした¹⁸⁾。咸鏡北道知事も「本道つとに洞契の設置あり、道内各道にそれを設立し、地方民風の改善と産業の発達を期するところありしが、面制の制定とともにその事業を面に統一し、更に産業契を作りしといえども、その実行見るべきもの少なく、年とともに頽廢に帰せり」¹⁹⁾と述べているので、総督府の政策によって部落レベルの共同組織が弱体化し、それが遂行していた機能は面に吸収され、その結果、部落の共同組織が植民地になってから徐々に減少していったといえよう。

ところで、面財政は非常に貧弱であって、農業関係の面職員としては一人の勸業書記を置いているだけであった。勸業書記一人では公文の発送や接受以上のことはほとんどできず、農民に対する農業指導もほぼできなかった。そして、1920年代半ばに至ると、農業開発のためには、中心人物を置き部落ごとに指導すべきという意見が続出した²⁰⁾。そして、部落レベルでの農村組織と農民指導が重視されるようになった。たとえば、総督府は勸農共済組合を部落ごとに設立するよう指示した。「組合」は小農生業資金の貸出、農事技術の指導、副業の奨励、勤儉節約の強調、婦人の屋外労働の奨励、納税励行の勧誘等を行う総

17) 朝鮮総督府「朝鮮の契」1926年、1-2ページ。1926年現在、全朝鮮に19,067の契が存在していた。

18) 朝鮮総督府「施政25年史」1935年、239-240ページ。

19) 朝鮮総督府「朝鮮の聚落」(前篇)1933年、621ページ。

20) 「朝鮮地方行政」1925年、4月、32、62、71、95ページ。1926年7月、13ページ。

合的な農村振興団体であった²¹⁾。また、慶尚南道は1914年以後沈滞していた「矯風会を復興し」(1931年)、部落レベルでそれを組織していった。道内務部長の発言によれば、それは「農村振興部落改善」のためであった²²⁾。

また、1930年代初めの昭和恐慌に起因した農業政策の基調変化が部落レベルの組織を一層必要とした。1920年代には農政の基調が米穀増産にあったが、1930年代には米以外の主穀作物と紡績工業向けの原料生産の増加、米穀の質の改良²³⁾、昭和恐慌以後に破綻に直面した農民経営の立て直しへと変化した。米穀増産は、総督府が農会、金融組合および地主の協力を得て、土地改良、優良品種の普及および肥料の増投等の方法で実現できた。ところが、米穀の質を高めるための乾燥調製等は総督府の資金力だけでは遂行しにくかった。そして、農民の自発性を助長する必要性が生じた。また、農民経営を立て直すためにも農民の自発性を助長する必要性が生じ、そのためには部落レベルまで下がって農村を組織しなければならなくなった。

以上の分析によれば、1) 総督府は部落レベルの共同組織を無視または否定し、それを面に吸収しようとした。しかし、農民運動側の部落組織に対抗するために部落レベルでの農村組織が必要となり、かつ、農業開発のために部落レベルでの農業指導が必要となった。2) 総督府は契という農村の共同組織を活用するか²⁴⁾、新たに、部落レベルの農村団体を設立した。3) その結果、総督府の農村統制様式は面が区長を媒介して農民を統制するものより、部落の共同

21) 勸農共済組合については朝鮮総督府学務課「小農に対する少額生業資金貸付説明書」1933年を参照されたい。

22) 朝鮮総督府「朝鮮」1931年12月、31-32ページ。忠清南道(同上、22ページ)と江原道(「朝鮮地方行政」1928年4月87-91ページ)も同様の変化を示していた。

23) もともと、米穀検査は道または商工会議所によって行われたが、1917年に道に統一された。ところが、1) 道ごとに検査基準が違う。2) 道検査所同士の穀物確保競争のために質の低い米穀も高い判定を受ける等の理由によって、1932年から米穀の国営検査が実行された(朝鮮総督府穀物検査所「月報」第1巻第1号、1933年10月、発刊の辞。菱本長次「朝鮮米の研究」1938年、302-304ページ)。したがって、1930年代の政策が、1920年代のそれよりは、米の質を高めることに重点を置いていたといえよう。

24) 契を母胎として農村振興団体が形成された例は頻りに発見される(たとえば、朝鮮総督府内務局社会課「優良部落調」46, 47, 74, 83, 84, 90, 100, 101, 119ページ)。

組織を媒介して農民を統制するものへと変化した。

III 農村振興団体の実態

(1) 農村振興団体が組織された部落の状況

ここでは、農村振興団体が設立された部落が置かれていた条件について検討しよう。まず、〈表1〉によれば、模範部落²⁵⁾の階層構成は全朝鮮のそれと比べて小作人層の比率が低いので、農村振興団体は主として全国平均より上層の農民が多い地域で組織されたといえよう。これを農民運動団体の階層構成と比較して見ると、この性格はより明確になる。前出の定平農民組合は組合員数が4,456人であり、その構成は自作農が21%、自小作農が29%、小作農が54%であったが、定平郡の農家戸数は11,775戸であり、その構成は地主が3%、自作農が35%、自小作農が38%、小作農が16%、火田民が8%であった²⁶⁾。また、平安北道の一地域の朝鮮農民社についての調査によれば(社員、409人)、自作農が4%、自小作農が33%、小作農が55%、火田民が6%という構成であったが²⁷⁾、同様1930年における平安北道の農家階層構成は地主(耕作地主を含む)が9%、自作農が18%、自小作農が24%、小作農が44%、火田民(兼火田民を

〈表1〉 模範部落と全朝鮮とにおける農家階層構成 (単位; 戸, %)

階 層	地 主	地主自作	自作農	自小作農	小作農	合 計
模 範 部 落	542 2.7	660 3.3	2,764 13.8	6,961 34.7	9,135 45.5	20,062 100.0
全 朝 鮮	32,890 1.1	71,933 2.5	476,351 16.6	742,961 25.9	1,546,456 53.9	2,870,591 100.0

(註) 模範部落は階層構成は258部落についての調査結果である。

(資料) 朝鮮総督府「朝鮮の聚落」中篇, 1933年, 129-169ページ。同「統計年報」1933年。

25) 模範部落というものは農村振興団体を結成し、農村振興を効果的に遂行している部落を示す。

優良部落(後出)と同様のものであるが、原資料の表現にそのまま従っている。

26) 飛田雄一, 前掲書, 61, 75ページ。

27) 朝鮮農民社「朝鮮農民」1930年1月, 45-46ページ。

含む)が24%というものであった。要するに、農民運動団体は朝鮮平均より下層の農民を対象として活動を展開し、農村振興団体は上層の農民が多い地域を中心として活動していたといえよう。

また、〈表2〉によれば、農民運動団体の勢力が割合に強かった地域と農村振興団体の活動が活発な地域とは相異なっていた。代表的に平安北道、平安南道(朝鮮農民社の活動地域)および咸鏡北道(赤色農民組合の活動地域)についてみると、それらの道は農民運動団体の組織率においてはそれぞれ全朝鮮で第1, 2, 3位(団員数では2, 1, 3位)と高かったが、農村振興団体の組織率では第10, 12, 9位(団員数では8, 11, 5位)と低かった。部落というものは農民運動側と総督府との闘争の「場」であって、どちらもそれを自己の統制下に収めようとしたが、その中で総督府は割合に上層の、また、農民運動側の

〈表2〉 農民運動団体と農村振興団体の状況

道名	農民運動団体		農村振興団体	
	団体数	団員数	団体数	団員数
京畿道	0.13	5.4	29.72	1084.0
忠清北道	0.04	16.9	13.07	400.3
忠清南道	0.07	34.7	11.31	882.2
全羅北道	0.06	10.1	0.91	51.4
全羅南道	0.10	13.3	2.56	69.2
慶尚北道	0.05	23.0	14.91	976.8
慶尚南道	0.09	27.6	4.83	503.2
黄海道	0.39	30.8	20.14	667.7
平安南道	2.59	102.5	1.00	66.3
平安北道	2.70	94.7	3.71	258.2
江原道	0.16	5.0	14.57	68.0
咸鏡南道	0.09	17.5	5.58	不明
咸鏡北道	0.40	44.3	4.65	585.7
全朝鮮	0.46	29.8	10.02	445.65

- (註) 1. 団体数と団員数は農民千人当りのそれである。
2. 全羅北道, 平安北道, 咸鏡南道, 咸鏡北道の農民運動団体は調査の不十分さによって過少評価されている。

(資料) 金正明編「朝鮮独立運動」第5巻, 共産主義運動篇, 410-412ページ。

力が相対的に入り込んでいない部落を優先的に掌握していったのである。ところで、後期に行くほど、総督府の統制範囲が広がっていった（後述）。

(2) 農村振興団体の機能と構造

続いて、総督府は農村振興団体を利用してどのような目的を達成しようとし、そのためにどのような仕組みで部落を組織していったかを検討しよう。

まず、前述の模範部落についての調査にもとづいて²⁸⁾、模範部落が自己の主な事業と挙げたものについてその頻度数を見れば、農事改良が269、消費節約が204、副業奨励が189、教育が81、法令厳守が66（その中、納税期間厳守が57）、社会間接資本形成が49、衛生観念注入が30等であった。

ところで、1917年に面制が施行された以後の面の処理事務が、1) 道路・橋梁・渡船・河川・堤防・灌漑・排水、2) 市場・造林・農事・養蚕・畜産その他産業の改良普及、3) 墓地・火葬場・上水・下水・伝染病予防・汚物の処置、4) 消防・水防等であったので²⁹⁾、これと農村振興団体の事務とを比較すれば、農事改良、副業奨励、社会間接資本形成、衛生観念注入等とは面事務の肩代わりであったといえよう。教育は面事業の肩代わりとは言えないが、農民に日本語を理解させることは面事業の遂行において非常に重要であったに違いない。

なお、農村振興団体は納税期間厳守に努力していた。面は面税³⁰⁾を徴収して面財政の基礎としており、国税、道税、学校費、農会費等の徴収を代行していたためである³¹⁾。また、総督府は納税組合の設立を助長していた³²⁾。

ところで、部落に賦課された諸事業は部落内に存在する複数の農村振興団体によって分担されていた。農村振興団体について割合詳細に報告しているある

28) <表1>の資料、167-171ページ。

29) 帝国地方行政学会「朝鮮地方行政例規」1929年、432-433ページ。

30) 面税は主として国税と道税に対する附加税および特別税（おもに戸別税）である（朝鮮法制研究会「朝鮮地方自治制精義」1933年、110ページ）。

31) 帝国地方行政学会、前掲書、540、533ページ。

32) 末端行政機関においては徴税はきわめて重要な事業であった。京城府も1927年から町を単位として納税組合を設立し（京城府「京城彙報」113号、1931年2月）、1935年からは定期的に納税実績がよい町を表彰していた（161号、1935年2月）。

〈表3〉 優良部落における農村振興団体の状況

1 部落当り農村振興団体の数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	18
該当部落の数	1	7	8	5	3	3	1	0	1	1	1

(資料) 朝鮮総督府内務局社会課「優良部落事績」1930年。

調査によれば、調査対象部落31の中で74%が複数の農村振興団体を抱えていたが(表3)、以下、同一部落内における諸農村振興団体の相互関係について検討しよう。

複数の農村振興団体の中には中心団体と補助団体とがあり、補助団体は階層別にまたは事業別に組織されていた。まず、慶尚北道慶州郡外東面冷川里芝草部落を例として前者について検討しよう³³⁾。芝草部落の中心団体としては芝草農村振興組合があり、その下位に婦人会、少年団(8-20歳の少年で構成)、自作農創定連合契という団体があったが、ここで注目したいのは婦人会と少年団である。農村振興組合は戸主、すなわち、成年男子を組織し、婦人会と少年団はそれぞれ成年女子と未成年男子を組織していた。そして、婦人会と少年団は、次で検討する事業別団体とは違うが、部落の諸事業の中の一部分に専念していた。各々の団体の実行事項は、農村振興組合のそれが農事改良、知識普及、患難相救、消費節約(貯金励行、色服着用)、風紀改善(部落美化)、労働時間報知、納税励行、自警団設置(規約違反者警戒)であり、婦人会のそれが託児所運営、衛生保健、副業奨励(紡績、養鶏、刈織)、共同作業(共同耕作地、綿花)、振興組合の事業補助等であり、少年団のそれが文盲退治、自給肥料奨励、普通学校卒業生指導、共同販売(鶏卵)等であった。要するに、農村振興組合は部落がなすべき諸事業のほぼすべてを担当していたが、婦人会と少年団は成年女子と未成年男子とに適合的ではある仕事を分担しており、振興組合の事業を補助していたのである。

続いて、補助団体が事業別に組織されている例として忠清南道燕崎郡西面鳳岩里を検討しよう³⁴⁾。鳳岩里の中心団体としては鳳岩里振興会があり、その事

33) 慶尚北道「農村中心人物臨地指導要項」1935年、90-116ページ。

業は法令の伝達徹底，教育向上，勤勉節約，納税準備金積立励行，農事改良，副業奨励，衛生改善等，多様な範囲にかかっていた。ところで，振興会はいくつかの特定事業についてはそれを効果的に遂行するため，補助団体を作って運営していた。それらは産米改良組合，養蚕組合，収織貯蓄契，英方教育契（学費積立），成年教育会（学費の貸出と補助）等であった。すなわち，農事，副業，教育等についてはそれぞれの専門団体を作って実行したのである。

部落の中心団体と補助団体とはその人的関連においても有機性を保っていた。前述の芝草部落についての調査は，「本部落農村振興組合の役員の援助を得て……芝草婦人会を組織」したと述べており³⁴⁾，少年団についても「団員季鐘武の発起に依り……本団を組織」したと述べている³⁵⁾。季鐘武は芝草振興組合の美化担当指導委員であった³⁷⁾。

要するに，部落は一つの中心団体と複数の補助団体によって構成されており，各々の農村振興団体の諸事業を分担していた。また，各々の農村振興団体は面の事業を肩代わりしていた。

全朝鮮のすべての部落が以上で述べたような，決まった構造を持っていたとはいえない。全朝鮮の部落数は74,000余であったが，1933年現在，農村振興団体の数は29,383に留まっているからである（〈表2〉の資料）。しかしながら，総督府が上記のような構造に部落を作り上げようとしていたことは疑いないと考える。前述したとおり，農村振興団体は農民運動団体と対抗関係にあったが，農民運動団体はその下部組織として青年部，少年部，婦人部，女性部，小作部，農業労働者部等の補助団体を置いており³⁸⁾，「農家経済更生計画」の更生指導部落についての調査によれば，一部落当り三つの部落組織が存在していたのである³⁹⁾。また，1930年代に農村振興団体は増加傾向にあったので⁴⁰⁾，1930年代

34) 朝鮮総督府内務局社会課「優良部落事績」1930年，80-121ページ。

35) 慶尚北道，前掲書，101ページ。

36) 同上，104ページ。

37) 同上，100ページ。

38) 飛田雄一，前掲書，102，167-168ページ。朝鮮農民社「農民」1933年2月，9ページ。

39) 朝鮮総督府『昭和8年度実施更生指導農家並びに部落の5カ年推移』1939年，36ページ。

を通して朝鮮の部落または徐々に上記のような構造に作りあげられていったと推察される。

(3) 総督府と農村振興団体の関連

ここでは、総督府の農村統制組織がどのように構成されており、それが農村振興団体をどのように統制したかを検討しよう。1930年代における農村統制組織に関する総督府の基本的な構想は、特定の面職員が特定の部落（具体的には農村振興団体）と関係し、それにもとづいて面が部落を統制するというものであった⁴¹⁾。具体的に京畿道は、1) 道においては「農村振興運動」と関係する各課の課長を責任者とし、それに関係各課の職員を分属させて10班に分け、1班が2郡を担当する。2) 郡においては郡属、技手、社会主事等を責任者とし、それにその他の職員を分属させて面を分担する。3) 邑・面においては一人の面職員が一つの部落を担当して指導する、という仕方を取っていた⁴²⁾。

以下、総督府の構想を資料にもとづいて検討してみよう。黄道海の更生指導部落数は1934年現在、445であったが、指導機関別に分けると、邑・面が330、普通学校が59、金融組合が48、煙草耕作組合が4、水利組合が2、警察署が1、農場が1であった⁴³⁾。また、部落指導功績者26人の職業を検討すれば、面書記が8人、面長が5人、警察官が5人、金融組合役員が4人、学校職員が3人、郡職員が1人となり、面職員の比率が50%、警察官と郡職員を合わせれば73%であった⁴⁴⁾。要するに、基本的には面が農村振興団体を統制し、面の能力が及

40) 農村振興団体総数の変化についての一貫性がある統計がないので、契の数の変化でもってそれを代理すれば、1926年には契の数が19,067であったが、1937年には28,643に増加した（朝鮮総督府「朝鮮の契」1926年、28ページ。同「農山漁村に於ける契」1937年、88ページ）。

41) 農山漁村振興運動に関する農林局長演述要旨、「朝鮮における農村振興運動」友邦協会、1983年、128ページ。

42) 朝鮮総督府「自力更生彙報」29号、1936年1月20日。黄海道の事情も同様であった（黄海道「農山漁村振興運動実施の概要」1940年、8ページ）。

43) 黄海道、前掲書の付表。また、平安南道の指導部落分担状況は、邑・面685、普通学校228、金融組合106、警察98、農会79、漁業組合12、産業組合7、その他24であった（「京城日報」1937年4月18日。富田晶子、農村振興運動下の中堅人物の養成——準戦時体制期を中心に——、「朝鮮史研究会論文集」第18集、1981年、83ページから再引用）。

44) 朝鮮総督府「農山漁村振興功績者名鑑」1937年、1-8ページ。

ばないところを金融組合、農会および普通学校等が補っていたわけである⁴⁵⁾。普通学校はその普通学校から「卒業生指導」⁴⁶⁾を受けた卒業生が中心人物になった際に彼を指導し、金融組合と農会は資金補助や技術指導を軸として指導したと推察される⁴⁷⁾。

ところで、農村振興団体に対する行政側の指導者のかかわり方はどのようなようであったか。それを前述の部落指導功績者についての調査に基づいて検討しよう。功績者26人についての調査に基づいて指導者のかかわり方を整理すれば、次のようになる。1) 指導者は自己の担当部落に行き既存の中心人物と接触する。中心人物がいない場合は中心人物を発掘するか、暫定的に中心人物を代理する⁴⁸⁾。2) 中心人物と協力して既存の農村振興団体の活動を活発化させ、さらに、新しい農村振興団体を作る。3) 郡、邑・面、金融組合および農会等と緊密な連絡関係を形成して農村振興団体の事業の成果を高める。4) 以上の方法でもって部落民を農村振興団体に組織する。

より直接的には次のような方法も利用されていた。勸農共済組合は一人の組合長と一人の勸農輔導委員を置いた⁴⁹⁾。邑・面長が組合長を兼ねており、勸農輔導委員は、たいてい、その部落の中心人物であった⁵⁰⁾。勸農輔導委員13人についての調査報告によれば、区長が5人、農村振興団体の役人が3人、前面長が1人、面協議会員が1人、その他の者が3人であった⁵¹⁾。要するに、行政機関、農村産業団体および普通学校の末端職員が部落の中心人物を指導し、その

45) 農会の指導部落については註43)を参照されたい。

46) 朝鮮総督府学務局社会課「農村は輝く」1933年、33、56ページ、「卒業生指導」については、八尋生男、朝鮮における農村振興運動を語る、「朝鮮における農村振興運動」友邦協会、1983年、5ページを参照されたい。

47) 金融組合については朝鮮金融組合連合会調査課「金融組合の部落的指導施設」1939年を、農会については「平安南道農会主催郡農会事績品評会報告書」1929年、大同郡53ページ。孟山郡・付録の3の5ページ、陽徳郡46、72ページ等を参照されたい。

48) 朝鮮総督府「農山漁村振興功績者名鑑」1937年、4(姜晩水)、13(朴長根)、74(青木恭平)ページを参照されたい。

49) 詳細は、朝鮮総督府学務局「小農に対する少額生業資金貸付説明書」1933年を参照されたい。

50) 同上、43ページ。

51) 朝鮮総督府内務局社会課「小農生業資金貸付事業における勸農共済組合・勸農輔導委員事績」1930年、75-112ページ。

関係を利用して部落を統制したのである⁵²⁾。

(4) 中心人物の階層構成

最後に検討したいのは、農村振興団体の中心人物についてである。中心人物についてはすでにいくつかの論文があり、それを要約すれば、1) 総督府は、1930年代の朝鮮で展開された農村振興運動において、その民間側の担い手を生み出すために中堅人物を養成した。ところで、上層の農家の青年がその対象となった⁵³⁾。2) ところが、京畿道驪州郡についての事例研究によれば、養成中堅人物は部落の中心人物にならずに面事務所の書記・技手等になっていった⁵⁴⁾。3) 「農村振興運動」期における部落組織の指導層は地主等、当時、「有志」と言われていた人物であった⁵⁵⁾。驪州郡についての研究は事例研究にすぎず、もちろんその結論を一般化することはできない。しかし、その限界を認めながら、これまでの研究を要約すれば、総督府の中心人物育成事業は失敗に終わり、部落の中心人物はそのほとんどが地主等の「有志」であった。

ところが、実態はこれまでの研究とは違っていた。それを資料に基づいて検討しよう。まず、1928年に行われた28人の中心人物についての調査によれば、中心人物は面長が3人、面協議会員が2人、面技手が1人、区長が8人、普通学校学務委員が2人、普通学校校長が1人、普通学校訓導が2人、水利組合長

52) 部落を指導する諸機関の横の関係を究明することも必要であるが、本稿の分析はそこまでは至っていない。筆者は暫定的に郡レベルで調整が行われたと考えている。邑・面農村振興委員会が組織されていたが、農会と金融組合の専断領域は大抵郡であったので、邑・面レベルでの調整は難しかったであろうからである。一般的に農会と金融組合は総督府の指示・監督に従っていたと言えるので、郡が部落の割当や事業の領域等についての大枠を決め、他の機関がそれに従ったと考える。

53) 富田晶子、農村振興運動下の中堅人物の養成——準戦時体制期を中心に——、「朝鮮史研究会論文集」18集、1981年、166-168ページ。

54) 青野正明、朝鮮農村の「中堅人物」——京畿道驪州郡の場合——、「朝鮮学報」141号、1991年10月、59-61ページ。氏によれば、養成中心人物が受けた教育は、農民が神社信仰に基づいて農民道を実現し、再生するように養くというものであったが、農民が神社信仰に抵抗したので、養成中心人物は部落の中心になることができなかった。

55) 池秀傑、1932-35年間の朝鮮農村振興運動——植民地「体制維持政策」としての機能に関して——、「韓国史研究」ソウル、135-138ページ。

が1人、畜産組合仲介人が1人、農会通常委員が2人、苗木組合副組合長が1人、綿作組合指導員が1人、身元不明が3人であり、平均年齢が44歳であった。また、その中で19人が農村振興団体の役員であった⁵⁶⁾。ところで、特記すべきことは、彼らのほとんどが行政側の人物であったということである。特に、面と普通学校の関係者がその64%を占めていた。1928年は総督府による農村振興団体の育成が始まって、それほど時間が経過していなかったため、まだ、中心人物の発掘・育成が本格的に行われていなかったであろう。中心人物がおもに行政側の人物であったのはそのためであると考えられる。資料から直接的に階層を判断することはできないが、李建崙、金時煉は自作上層であり、趙鐘泰、許燮等は地主であったと考えられる⁵⁷⁾。

ところで、1930年代半ば頃には事情が相当変わっていた。1935-36年に行われた34人の中心人物についての調査によれば、中心人物の中で行政側の人物と認めることができる者は面協議会員が2人、殖産契主事が1人、区長が4人、面長が1人、郷軍幹部が1人、水利組合役員が1人と全体の29%に減っており⁵⁸⁾、総督府の行政に直接的に携わっていない者の中から部落の中心人物が誕生してきた。これは部落指導員達による中心人物の発掘・育成の結果だったであろう。卒業生指導を受けた者が部落の中心人物になっていった場合も確認される⁵⁹⁾。また、平均年齢は40歳であり、農村振興団体の役員が30人である。平均年齢が低下したのは相対的に若手農民の中から中心人物を育成したためであろう。また、農村振興団体の役員の比率が高まっているのは農村振興団体が設立された部落の範囲が広がり、農村振興団体の数が増加したためと推察される。階層が分かる26人を分類すれば、地主が4人、自作農が13人、自小作農が8人、小作農が1人であるので、〈表1〉の模範部落の階層構成をも考慮して判断すれば、

56) 朝鮮総督府内務局社会課「優良部落調」1928年。

57) 李建崙の資産が4,000円であり(22ページ)、金時煉の資産が4500円であるので(43ページ)そのすべてを水田の資産価値と見なし、所有面積を求めると、2.8と3.2町歩になる。

58) 朝鮮総督府「農山漁村振興功績者名鑑」1937年。慶尚北道「農村中心人物臨地指導要項」1935年。

59) 朝鮮総督府学務局社会課「農村は輝く」1933年、33、56ページ。

中心人物は部落の上層に属していた者であったものの、自作農以下の農民が85%を占め、農民も部落の中心人物になっていったことが認定できる。また、中心人物のほとんどが農村振興団体の役員であったので、中心人物を指導した面書記等の末端行政職員は、彼を通じて農村振興団体を統制したことになる。

ところで、農民を部落の中心人物として利用していった理由は何であったか。第1、部落に地主がいない場合である。そのような場合には農民を利用せざるをえなかったであろう。第2、地主が面の統制に従わない場合である。面職員の出身背景が低かったので⁶⁰⁾、その可能性は十分にあったと考えられる。第3、地主を中心人物として利用することでは十分な統制が行われない場合である。第2節で述べたとおり、総督府には農民運動を抑えるためにも農業を開発するためにも部落レベルで農民を組織し統制する必要があったが、地主と小作農との間には小作料の水準や小作契約の期間等をめぐって対抗関係が作られていたためである。したがって、中心人物として利用できる農民さえ存在すれば、農民を利用した方がより効果的であったであろう。農民を中心人物として利用するようになったことには主として上記の三つの事情があったと考える。

ところで、中心人物として利用できる農民はどのように形成されてきたのか。そのために中心人物の経歴について検討すると、たとえば、「以前は極めて貧困なれしか時勢に覚醒し以来自ら田圃に立ち刻苦精励家業に努めたる結果七八年間に於いて6,000円の資産を成すに至る」⁶¹⁾、「朝他家の糞尿運びをなし朝食を得る等悲惨な生活を続けたがその後部落内の信用も出来……（小作地を得て米作、養牛、薪売り等を行って——朴）……相当の貯金も出来本人が小作せる水田2反畑1町代敷地1反歩の土地を地主より年賦償還にて買い受けその後奮励し現在は水田6反畑2町8反敷地2反歩を有する自作農となり裸一貫より現在の蓄財と地位を得たのである殊に農事の改良は肥料の増施にありとし……常に収穫の増加を得た」と述べられているように⁶²⁾、中心人物には1920・30年代

60) 帝国地方行政学会「朝鮮行政」1940年2, 3, 7, 12月, 1941年3, 5, 6月の普文試験合格期。

61) 朝鮮総督府内務局社会課「優良部落調」1928年, 29ページ, 金時連の事例。

62) 朝鮮総督府「農山漁村振興功績名鑑」1927年, 92-93ページ, 俞鎮沼の事例。

を通じて経済的実力を高めてきた者が多かった⁶³⁾。植民地期に農産物の商品化が進んだので、それに上手に対応できた農民が自己の経済的実力を高めていったと考えてよいであろう。したがって、そのような農民達が経済的実力を踏み台として部落内での社会的地位を高めていき、中心人物になっていったと考える。また、総督府は中心人物に貸付（たとえば、自作農地設定資金）という誘引を提供し、以上のような農民の中から中心人物を募っていた⁶⁴⁾。

要するに、地主を媒介者とする統制には一定の限界があったことと、中心人物になることができる一定程度の農民が形成されてきたことが相互作用して、1930年代には地主とともに農民も部落の中心人物となっていったのである。

IV おわりに

本稿の分析を要約すれば、次のようである。1) 1920年代半ば以後、農民運動団体の部落レベルの組織に対処し、農業開発に部落の共同組織を利用するため、総督府は積極的に部落レベルの農村振興団体を設立し、部落統制にのりだした。2) 農村振興団体が設立された部落は朝鮮農村の部落の中では相対的に上層に属し、地域的には農民運動側の勢力が弱い地域であった。3) 統制される側、すなわち部落は一つの中心団体と複数の補助団体によって構成されており、中心団体の長はその部落の中心人物であった。4) 統制組織はおもに面、農会、金融組合および普通学校で構成されており、それらはたがいに協力するとともに自己に割り当てられた部落を統制していた。5) 面の統制部落に限定すれば、面職員が部落の中心人物を指導し、彼を通じて部落を統制するという統制様式であった。6) 中心人物の中の一定の部分は1920-30年代に経済的実力を高めてきた農民達によって占められていた。

総督府による農村統制がどの程度まで進行し成功したか、異民族権力がその統制を強めていく過程でどのような摩擦が生じたか等は、本稿の課題ではない。

63) 同上、89-187ページに掲載されている再生指導部落中心人物の経歴を参照されたい。

64) 「自作農地設定に関する件」（朝鮮農会『朝鮮農務提要』1936年）9頁。

また、中心人物の統制手段についても本格的に分析できなかった。これらの課題を遂行するためには部落レベルでの事例研究が必要であると考え。ただ、筆者が本稿の分析に基づいて主張したいのは、総督府が地主との同盟関係を強化すること、または、地主に対する統制を強化することによって農村統制を強化していったのではなく、地主と農民の両者を官僚による直接的統制の下に組み入れようとしたということである。この分析を植民地朝鮮の全時期に広げていくことを今後の課題にしたい。